

浄化槽適正工事マニュアルの改訂について

1 改訂内容

(1) すでに環境保全協会と市町村協議会で検討して基準を変更している事項

① 鉄筋コンクリート既製品底板（PC 底板）を使用する場合の基準の追加

- 平成 29 年 10 月 1 日から適用開始

② 鉄筋コンクリート既製品底板（PC 底板）を使用する場合の工事写真撮影のポイントの追加

③ 支柱省略工事における 2 台以上駐車できる広さの場合の基準の追加

- 平成 31 年 4 月 1 日から適用開始

(2) 新たに基準を追加する事項

① 繊維補強コンクリート底板を使用する場合の注意事項及び提出書類

- 現在、クボタ浄化槽システム（株）とフジクリーン工業（株）が販売しているもので、コンクリートに鉄筋の代わりに強化繊維を混入し、厚さが 2 cm の軽量な既製品底板である。
- 県建築課は、平成 29 年 3 月 31 日付で県内での浄化槽工事への使用について、下記の条件を付して使用を認めた。

【県が付した条件】

- ① 施工業者に対し、適用要件（当該底板が設置可能な適用範囲）を厳守するよう指導すること。（この要件を満たさない場合のリスク、責任についても併せて説明すること。）
- ② 不具合が生じた場合の責任を明確にしておくこと。（現在の設置者間との 10 年保証等）
- ③ 当該底板を設置した個所のリストを作成するとともに、不具合が生じた場合は速やかに県に報告すること。

- メーカーの資料による繊維補強コンクリート底板の適用要件

- ① 浄化槽の基礎工事で、地下水位が底板上面より低いこと
- ② 浄化槽の上部荷重が総重量 2000kg（乗用車程度）以下であること
- ③ 基礎地盤の地耐力が 40kN/m² 以上であること

繊維補強PC底板の使用に関する確約書（例）

令和 年 月 日

〇〇市長 殿

浄化槽設置者

住 所

署 名

Ⓔ

このたび、〇〇市浄化槽設置整備事業において繊維補強コンクリート底板を使用するにあたり、下記の通り工事業者の保証を得たので、今後、本製品を使用することによる不具合が発生したときは、当事者間で責任をもって解決することを確約いたします。

記

1 設置する浄化槽

- (1) メーカー名：
- (2) 型式・人槽：
- (3) 設置場所：

2 使用する繊維補強コンクリート底板

- (1) メーカー名：
- (2) 型 式：

3 工事業者の施工現場の確認等

私は、調査の結果、浄化槽の施工現場の地下水位は現在および今後も浄化槽基礎底板上面より上昇することはないと判断したので、「繊維補強コンクリート底板」を使用することについて設置者に説明し、理解を得て適正に施工します。

今後、地下水位が上昇したこと等により不具合が発生した場合は、施工業者の責任において対処することを確約いたします。

浄化槽工事業者

氏名又は名称

電 話 番 号

Ⓔ

浄化槽設備士名

Ⓔ